

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
三二三番一地先まで	比企郡小川町大字中爪字榎戸 五九四番一地先から	区 間
一三・七〇〇 一九・六三	七・九九〇 一四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
九三一・〇〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備考